

令和4年度

福祉のまちづくり推進助成事業

尾張旭市社会福祉協議会では、尾張旭市で福祉活動を行う団体が実施する事業に助成を行います。地域の皆さんからお寄せいただいた「赤い羽根共同募金」を財源に、地域の中で先駆的な活動、自主的な活動をしてみませんか。ご応募お待ちしております。

●申請から助成決定までの流れ

申請期限	5月27日（金）までに必着
第1次審査（書類選考）	提出いただいた申請書を基に書類選考を行い、審査結果をご連絡します。
第2次審査（公開プレゼンテーション）	6月18日（土）午前10時（受付開始9時30分）から尾張旭市保健福祉センターにて公開プレゼンテーションによる審査会を行います。 ※1団体5分以内のプレゼンと、5分程度の質疑応答を予定しています。 ※当日の欠席・遅刻・途中退席は辞退とみなします。
助成決定	第2次審査の結果を基に、助成団体並びに助成金額を決定します。

- 助成対象団体 尾張旭市内で福祉的な活動を行う法人格を持たない非営利の団体
- 対象事業実施期間 令和4年7月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで
- 助成総額 40万円（1団体あたりの助成上限額8万円）
- 申請方法 所定の「助成金交付申請書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類を添えて社会福祉協議会へ提出してください。
※「助成金交付申請書」は社会福祉協議会の窓口でお渡しするほか、社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

●助成対象外事業

- ・障害者総合支援法及び介護保険法にかかる事業
- ・営利を目的とする事業
- ・活動の目的及び内容が、宗教的・思想的及び政治的な宣伝を意図する事業
- ・事業内容が同一と判断される事業について、本会及び尾張旭市の助成を過去に3回受けた事業
- ・本年度中に他の事業助成を受けている、又は受ける予定のある事業
- ・反社会勢力と関係のある事業
- ・その他、本会の定める事業として不適当と認められるもの

●助成対象外団体

- ・活動の目的及び内容が、宗教的、思想的及び政治的な宣伝を意図する団体
- ・構成員が5名未満の団体
- ・反社会勢力と関係のある団体

●助成対象外経費

- ・団体所属会員の互助、又はそれに類する目的にかかる経費
- ・人件費、家賃、光熱水費、通信費等の団体運営にかかる経費
- ・その他、事業経費として不適当と認められるもの

問い合わせ先 社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会
 所在 尾張旭市新居町明才切57番地（保健福祉センター内）
 電話 0561-54-4540
 ホームページ <http://www.owariasahishakyo.jp/>